

平成28年

総務委員会

6月17日

豊明市議会

## 総務委員会会議録

平成28年6月17日

午前10時00分 開会

午前11時53分 閉会

### 1. 出席委員

委員長	近藤千鶴	副委員長	鵜飼貞雄
委員	郷右近修	委員	後藤学
委員	早川直彦	委員	杉浦光男
委員	月岡修一		

### 2. 欠席委員

なし

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	石川晃二	議事課長	馬場秀樹
議事課主査	花井悟之		

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	坪野順司	参事	伏屋一幸
行政経営部長	原田一也	市民生活部長	石川順一
秘書広報課長	平下義之	企画政策課長	小串真美
財政課長	伊藤正弘	市民課長	近藤恒明
市役所出張所長	浅田利一	会計管理者	相羽喜次
秘書広報課長補佐	塚田力	企画政策課長補佐	小川正寿
とよあけ創生推進室長	鈴木正	防災防犯対策室長	石川賢治
市役所出張所長補佐	服部英俊	とよあけ創生推進担当係長	川島康孝
財政担当係長	萩野昭久	防災担当係長	寺村健一
市民担当係長	杉浦由希	出納担当係長	吉澤由美

### 5. 傍聴議員

清水義昭	富永秀一	蟹井智行	宮本英彦
ふじえ真理子	毛受明宏	近藤郁子	山盛さちえ
近藤善人	村山金敏	三浦桂司	一色美智子

6. 傍聴者

一般傍聴者 1名

午前10時開会

○総務委員長（近藤千鶴議員） 皆さん、おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日、市長におかれましては、内閣府への出張のため会議に欠席する旨の連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、会議に先立ちまして、副市長より挨拶をお願いします。

○副市長（坪野順司君） おはようございます。

本日は、市長が公務で東京出張ということでございますので、私から御挨拶させていただきます。

本日、総務委員会に付託されました案件は5議案でございますが、大変申しわけありませんが、先ほど議長のお許しを得まして、議案第68号を取り下げさせていただきました。4議案となりますので、慎重審査をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ありがとうございます。

議長より御挨拶をお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 皆さん、おはようございます。

今、副市長からお話がありましたように、けさ市長名で議案第68号の議案の撤回の申し出がありました。委員長からまた撤回の御案内をしていただければと思います。残り議案、全て重要な議案でありますので、しっかりと慎重審議をお願いして、挨拶にかえさせていただきます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。本日の議事に直接関係のない職員は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事に直接関係のない職員は退席願います。

（関係職員以外退席をなす）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配

付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、議案第68号 豊明市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び豊明市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例の廃止については、先ほど議長からお話があったとおり、本日、議案の取り下げの届け出がありましたので、議題より外すこととし、審査はいたしませんので、御承知願います。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されるようお願いいたします。

早川委員。

○早川直彦委員 議案68号が取り下げられたというのはわかったんですが、理由が全く、こういう理由だから取り下げましたということの説明がないんですが、これ、何が理由だったんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） では、議長、よろしく願います。

○議長（月岡修一議員） 記載内容に数字の誤りがありましたので、それです。

○総務委員長（近藤千鶴議員） よろしいですね。

事前に提出していただきました資料請求についてお諮りいたします。初めに、議案第69号 豊明市役所出張所設置条例の一部改正について、早川委員から資料請求がありました。早川委員より、資料請求の趣旨及びいつまでに資料が必要か、説明を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 資料請求させていただきました。

69号なんですが、利便性ですね。南部公民館に移動することによる利便性が上がるのか。また、その出張所が移転することによって、人件費の関係とか人の配置、コストが現状維持なのか、逆に上がるのか。その辺が、本当に利便性の向上とコスト削減、それによって利用者がふえるということにつながると思うんですが、それを確認するために、現状の図書館の出張所の利用状況とか発行件数がわかる資料、また、その出張所移転後に、その発行業務、その人員体制で、今よりも人員体制が、人数がふえるのかとか減るとか、非常勤とか委託がふえるかどうかわかりませんので、資料請求させていただきました。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 当局において、議案の審査までに用意できますか。

浅田出張所長。

○市役所出張所長（浅田利一君） 早川委員からの資料請求の中で、出張所の利用状況というのは把握しておりませんので、あとの資料につきましては、発行件数なり人員体制につきましては御用意できますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○総務委員長（近藤千鶴議員） お諮りいたします。本委員会として資料要求をすること

に御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。当局においては、議案の審査までに資料の用意をお願いいたします。

初めに、議案第65号 字区域の変更についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

小串企画政策課長。

○企画政策課長(小串真美君) 議案第65号 字区域の変更について御説明申し上げます。

地方自治法第260条第1項の規定に基づき、平成28年7月1日から、本市の字の区域を別紙のとおり変更するものであります。

この案を提出いたしますのは、昭和51年1月30日付告示による字区域の変更の際に編入されなかった筆があることが判明し、これを改めるため必要があるからであります。

それでは、1ページおめくりいただきまして、別紙、字区域の変更調書をごらんいただきたいと思っております。

1としまして、沓掛町徳田に編入する区域、沓掛町坊主山45番11。なお、当該筆の地積は56平米、変更後の地番は徳田51の5であります。

以上で議案第65号 字区域の変更について説明を終わります。

○総務委員長(近藤千鶴議員) 質疑のある方は挙手を願います。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 何か不思議な議案だなと思うんですが、この場所は、徳田のちょうど真ん中の辺じゃん。真ん中というか、中心の辺じゃないですかね、徳田の。例えば、現在の坊主山と徳田の境の辺だったら、耕地整理かなんかやったときに、線の引き方が間違っただけかなんかあるけど、真ん中の辺がすぽっと抜けたというのは、何かそういう、いわゆる間違いがあったということですか。間違いがあったというか、忘れたというか、何と云っていいかわかりませんが、どうでしょうか。

○総務委員長(近藤千鶴議員) 答弁願います。

小串企画政策課長。

○企画政策課長(小串真美君) このあたりは、土地改良の第1区工区のエリアでありまして、先ほど申し上げましたとおり、昭和51年1月の告示です。本議会のほうで議決いただいている日程が、調べますと、昭和48年11月に議決をいただいている古い案件ですので、正確な原因というのはわからないんですけど、当時の手書きの入り図台帳のようなものから探ってみましたところ、真ん中にあるというのは、確実に編入漏れなんですけど、何で

漏れたかというところは、当時は手書きで縦に書いているんですね。そうすると、この枝番の11が、漢用数字で横に一、一と書くと2とも読めてしまうということで、45の2という番地が実際に別にも存在しておりますので、県の告示のほうからも漏れて、現在のような状態になったのではないかというふうに想定をしております。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 こういうものは議案として出さないかんものなのかな。いやいや、本当にさ。何か笑っていますけど、単純に考えると、これは行政の執行、執行の範囲とか、そういう行政権の執行の範囲の問題なのか。議案というのは、議決が必要ですから、議会が非常にかかわる問題でしょう。それが質問。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） 提案理由の中でも少し触れさせていただきましたが、地方自治法260条第1項の規定に、市町村長は、字の区域を新たに画したり――画すは、区画の画です――変更したりする場合は、議会の議決を経て定める必要があるというふうに決まっておりますので、今回上程させていただいております。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ちなみに、今回これに気がついたきっかけは、どういうもので気がついたんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） この地域の、この当該筆の所有者の代理人であります土地家屋調査士から、少しおかしいんじゃないですかというような申し出がありまして、調査して、編入漏れが判明いたしました。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(近藤千鶴議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第65号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第65号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第69号 豊明市役所出張所設置条例の一部改正についてを議題といたします。

資料の配付をお願いします。

(事務局資料配付)

○総務委員長(近藤千鶴議員) 本案についてと資料について、理事者の説明を求めます。

浅田市役所出張所長。

○市役所出張所長(浅田利一君) それでは、議案第69号 豊明市役所出張所設置条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、豊明市役所出張所を豊明市南部公民館に移転することに伴うため必要があるからでございます。

改正内容を説明いたしますので、次のページをごらんください。

第3条の表中、豊明市西川町横井4番地11を豊明市前後町善江1737番地に改めるものでございます。

附則としましては、この条例は平成28年12月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長(近藤千鶴議員) 資料についてもお願いします。

○市役所出張所長(浅田利一君) 続いて、資料説明のほうを申し上げたいと思います。

初めに、資料の訂正をお願いしたいと思います。右下の表の最下段に「平日夜」という言葉があるかと思いますが、この「平日夜」というのを「夜間延長」という言葉に訂正をお願いしたいと思います。まことに申しわけありませんでした。

では、資料説明のほうを申し上げたいと思います。

この資料につきましては、出張所において、過去、平成25年度から平成27年度までの3年の発行件数を、各月別にそれぞれの証明の件数をあらわしたものでございます。

一番上の表の総合の表につきましては、曜日に関係なく、出張所で発行した各証明等の件数でございまして、右側のほうに3年間の合計件数が書いてありますけれども、2万2,399件となっております。その3年間につきましては1日当たりの平均件数といたしま

しては25.7件という枚数になっております。

その下の2の表につきましては、先ほど申し上げた総合の件数のうち、土曜日、日曜日だけをあらわした件数でございまして、これも右側のほうに行きますと、3カ年の1日当たりの平均件数は45.7件という形になっております。

最下段、3の表は、夜間延長の件数でございまして、図書館は、御存じのように、毎週木曜日午後7時までと、夏休み期間、7月、8月は午後6時まで1時間延長しておりますので、その延長分だけに係る出張所のほうの証明件数でございまして。右側のほうに書いてありますけれども、1日平均件数としては、若干少ないんですけれども、2.4件という形の結果となっております。

最後に、円グラフをごらんいただきたいと思いますが、各曜日を割合にあらわしたものでございまして、当然、土日が63%という形で圧倒的に多い結果というような形でございます。

説明を終わります。

○市民課長（近藤恒明君） それでは、続きまして、裏面のほうをごらんいただきたいと思っております。

早川委員より請求のありました、出張所移転後の発行業務での人員体制のわかるものということで、資料のほうを作成させていただきました。説明をさせていただきます。

見出しの1番目、開所日時と執務時間ということで、木曜日につきましては午後3時から午後7時、これに対します人員は、市民課の併任職員1名が午後2時30分から午後7時15分までの従事、同じく市民課の併任職員が午後4時から午後7時15分まで従事という形で木曜日の体制を考えております。土曜日、日曜日につきましては、午前9時から午後4時30分までの受付時間、これに対しまして、市民課の併任職員1名が午前8時30分から午後5時15分までの従事の予定をいたしております。

なお、この中には、米印1、執務時間には、市役所から南部公民館への移動、受け付け準備、その日の受理をいたしました書類整理及び手数料の精算等の事務を含んでございます。米の2といたしまして、木曜日の従事者は、2時間の時差出勤といたしまして、通常7時間45分の勤務時間のうちとして扱う予定でございます。

続きまして、見出しの2番目、人件費、年間想定額でございまして、平成27年度の平均賃金、諸手当込みをもとに算出をさせていただきました。これは人事のほう公表いたします統計でございまして、年収約586万円を時給換算にいたしますと3,129円、こちらの数字をもとにいたしまして、木曜日が、4.75時間従事する者が1名、年50日、こちらから発生します人件費が74万3,137円、3.25時間勤務する者が同じく50万8,462円で、木曜日に係

る直接人件費が125万1,599円でございます。土日につきましては、7.75時間の従事ということで、年間100日、これらに乗じまして242万4,975円、この合算、367万6,574円が人件費の見込みでございます。

説明は以上でございます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 資料、まことにありがとうございました。

確認させていただきたいんですが、昨日、富永議員の質問の中で、現在が、利用できる時間が50時間、7、8月が55時間から、その時間が、移設後がわずか17時間、大幅に、その時間だけ見るとサービス低下じゃないかということなんですが、この件に関して、時間は短くなるけど、市役所出張所を南部に移すことによるメリットですね。昨日、南部の方の利便性向上と、前後駅を使われる、通学や通勤される方の利便性向上というふうに言われているんですが、その辺が、時間数が少なくなるのと利便性と、どうもマッチングが、その辺悩ましいところですので、どういうふうに考えているのか説明していただければいいでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

近藤市民課長。

○市民課長（近藤恒明君） まず、南部の利便性ということでございますが、今現在、市役所が住民票等発行の官署としてございます。それにあわせて、出張所を図書館に設けてございます。この距離が直線で約900メートルほど、徒歩でも12分ぐらいの距離でございます。

こういった中で、これまでは出張所運営をしてきたわけでありましたが、実は南部方面の利便ということを考えますと、南部の地域の方々、今、私どもで対象として考えますのが大脇区、大根区、桜ヶ丘区、坂部区、前後区、落合区、桶狭間区、館区、おおむねこの行政区の方々が、南部公民館に移動した場合に利便が高まるだろうというエリアとして考えております。

人口ベースでお答えさせていただきたいと思いますが、今の9区の人口が2万8,101人、このエリアの方の人口がございまして。ここの部分について利便が上がるということが、南部方面の方の利便が上がるというベースになっております。

以上でございます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 時間が週50時間、7月、8月は55時間から、17時間に減るわけじゃないですか。南部の方のメリットを向上させるというんだったら、木曜日は3時から夜7時までですよ。平日の利用者からすると非常に利便性が悪くなったというのか、例えば週に1回は朝から夜まで木曜日やるというんだったらまだわかるんですよ、その南部の利用者の利便性向上だと。夕方だけだと、南部の方の利便性の向上につながるのかというのが、どうもその辺が理解しかねるというのか、その辺、南部の方の利便性向上だったら、どうして朝からの時間を想定できなかったんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

近藤市民課長。

○市民課長（近藤恒明君） 人員体制のことからもお考えをいただきたいと思うんですが、これまでは図書館の出張所は、図書館職員と出張所職員合計7名が相互に併任を受けて運営をしておりました。図書館の開館時間イコール出張所の開所時間ということで運営が賄えたわけですが、このたびの南部公民館に移動するにつきましては、先ほど資料で御説明をさせていただきましたように、市民課併任の職員を派遣というような形、通いというような形で想定をいたしております。

そこの部分について、17時間の開所時間というのは、最小限のスタートでということを考えております。そこの部分を、時間イコール、サービスの低下ということであれば、これは数字の比較としては明らかでございます。ただ、体制がとれる部分について、南部でやるということの利便について、時間ではなくて、これまで距離的に遠かった方々へのサービスの向上ということで、その部分は第一と考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ちょっと重複する部分なんかが出てくるかもしれないんですが、済みません。現状の図書館でのサービスについて教えていただきたいと思います。この発行業務は、大変重要な書類を発行しているということで、取り扱う職員の方にも、自分が取り扱っているものが大事なものなんだという認識だとかが求められる業務だと思うんですが、現状、これまで窓口で発行に当たってきた職員の方は、市の職員の方で、当然その扱いについての研修なり養成を受けた方が当たってきたという認識で間違いないでしょう

か。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅田市役所出張所長。

○市役所出張所長（浅田利一君） 図書館の出張所の体制でございますけれども、先ほどの資料にもありましたけれども、土日が主に発行件数が多いということは、利用者が多いんですけれども、その職員を2名体制でいつも配置しています。土日は必ず2名職員、職員でございます。非常勤職員ではなくて、正式な職員を充てております。

研修につきましては、初めて図書館に異動した方については、新人職員研修というのを愛知県のほうで行いまして、週4日間ありますけれども、4日間その研修に努めていただいて、住民の関係の戸籍の関係だとか、そういった形の勉強に行っていたという形でございます。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 件数ですけれども、件数と、そこに確かに行ったという人、人間との数は一致するんですか。というのは、例えば僕、個人的に思うのは、答弁しやすいように、僕が行くときは大体、戸籍、現在戸籍、あるいはパソコンになる前の戸籍、それから昔の原戸籍だとか印鑑証明、住民票、合わせて3部とか4部とか5部ぐらいとることが僕個人はある。そうすると、人間と一致しないということがある。そういうことはありますか。僕だけかな、それは。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅田市役所出張所長。

○市役所出張所長（浅田利一君） 杉浦委員のおっしゃるとおりでございます。先ほど冒頭で説明しましたけれども、利用状況は把握できないんですね。要するに、今、杉浦委員が言われたみたいに、1人の方で必ず、例えば印鑑証明は5通欲しいとか、多い方は、ブローカーだと思いますけど、10通欲しいとかという方が結構みえます。そういった形がありますので、必ずしもこの発行件数と利用者数とは一致できないので、発行件数だけは、当然証明の手数料をいただきますので、うちも把握しておりますので、この資料しか出せませんという形でございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 平日の利用が、昼が平均13.7件ですか。夜が2.4件で、合わせると17件ぐらいあるんですけども、これが今までは図書館で週4日やっておったわけですね。それが南部へ行って週1日になるということになると、単純計算でも4倍になると。しかも、部長が2倍を目指しているということだし、今のお話ですと、南部方面の利便性が高まるということで、利用者もふえるかもしれない。そういうことを考えると、木曜日のこの限られた時間、木曜日のこの時間で対応できるんでしょうかね。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

近藤市民課長。

○市民課長（近藤恒明君） 今の後藤委員のご指摘のとおりになれば、ある部分、移転したうれしい悲鳴ということで、いい意味で捉えたいなというふうには思います。差し当たって、今の平日の1日が十五、六件ということでございますが、これにつきましては、確かにこの部分が南部に行ったことによって、その地域性でどう動くかというのはもちろんあるかと思えます。その部分について、いい反響ということであれば、私どもも曜日の拡大、時間の拡大ということについては迅速かつ前向きに検討したいというふうに思っております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 今の続きなんですが、利用者がふえれば、時間の拡大とか曜日の拡大へとつながるんですが、昼間の利用者が平日ないわけですので、朝からはないわけですので、逆に利用が伸び悩んだ場合に、ふやすということが逆にできないのかなというふうに思うんですが、平日の利用状況、やっぱり昼だけじゃだめだというときは、ちょっと午前中もやってみようとか、そういうことも可能なんじゃないでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

近藤市民課長。

○市民課長（近藤恒明君） 恐らく、南部公民館へ移転直後は、利用者数は減るのかなということも想定をしております。それにつきましては、1つは周知、認知ということが肝心でございますので、まず今回、出張所が南部公民館に移りました際には、バスターミナル側に、今、南部公民館というかなり大きな表示で、窓枠に1メートル四方ぐらいの文字で張ってございます。そこのあいた部分に、市役所出張所という形で、視覚的に認知をされやすいようなPRをしていきたいというふうに思っております。

それから、2点目、現在の戸籍、住民票等の年間の発行件数、約7万件強でございます。

これは数年来、ほぼほぼ横ばいということですので、豊明市内における証明書の需要はそれぐらいなのかなど。今、お手元のほうに配付しています図書館出張所の発行件数調べを見ていただきますと、7,000件ぐらい、約10%ぐらいを出張所が担っているという現状でございます。この率が上がるのが、出張所の活用につながる指標かなというふうに思っておりますので、今後、南部に移った場合には、市役所にとりに来ていただいている、市役所に来庁している方々に、南部に出張所ができました、そちらでこういった書類についてはおとりいただけますよというようなチラシ等をしばらく長い期間配布をすることによって、南部からお出かけいただける、出張所で用事が済ませる方は、こちらまで来ずともお近くでとっていただける、そういったことで、おおむね10%の比率を上げていくということを目標に考えたいというふうに思っております。

以上でございます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 関連してなんですが、利用者がふえた場合は、その拡張、時間をふやすとか曜日をふやすということは、それはやりやすいですね。でも、平日の昼間がないから、利用が伸び悩んでいると。例えば、始まって、当然周知も低い、一生懸命やる、でも低いとなった場合でも、時間の延長や拡大を試験的にやろうという考えがあるかどうかということが聞きたいんですが。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

石川市民生活部長。

○市民生活部長（石川順一君） 基本的には、今の利用状況が変わらない間に、昼間の時間、非常に件数が少ない中で人員を配置してやるというのは、効率というんですか、費用対効果の面からいっても、ちょっと難しいかなとは思っております。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 利用がふえたら、体制もそれに合わせて整えるというようなことでしたけれども、本来、出たところ勝負ではなくて、事前にきちんとした予測をして、多分これ間違いのないだろうという対応をしないかと思うんですね、行政というのはね。

それで、事業仕分けのときに、結論として、利用者の意向を把握してやっていくというようなことが出ておりましたよね。今回、南部へ持っていった場合にどういう利用状況になるのかというのは、そういう調査というのは何かされておるんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅田市役所出張所長。

○市役所出張所長（浅田利一君） 25年度の事業仕分けで、市の方針としましても、市実施、現行どおり、拡大という結果になったと思いますけれども、その結果を受けまして、出張所としては、利用者のニーズを把握するのにアンケート調査を行いました。その回答をいただいたのは491件、割と少ないのでございますけれども、図書館にみえた出張所の方たちにアンケートをとりまして、その方たちがどこに住んでいらっしゃるかという地区と、この出張所をどういうふうに知ったんでしょうかというような御案内のアンケートでございまして、その結果を見ますと、当然、図書館の出張所に近いところの方、二村台の方とか、西川町だとか栄町だとかゆたか台の方たち、前後町もそうですけれども、という方が圧倒的に多くて、次に、また逆に少ない方が、新田町、大久伝町、三崎町、阿野町の方たちが少ないのは当たり前でございますけれども、当然、出張所に来る前に市役所がありますので、恐らく市役所へ行っていただいておりますんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、そういった結果でございました。

あと、周知手段につきましては、図書館で知ったという人が一番多かったのでございますけれども、これはどういうことかということ、要するにリピーターの方がやっぱり多いんじゃないかという形で、既に図書館で出張所があるということを知ってみえる方じゃないかという形だというふうに考えております。その次に、広報だとかホームページで知り得ましたというふうな状況でございました。

言われるように、あくまでも今回、南部公民館に移すのも、市役所と出張所が近いということが一番大きなネックになっておりますので、やっぱり本来で言うと、出張所だとか市役所をつくる時には、当然自治法上に規定や設置根拠が書いてありますので、それを読ませていただきますと、市役所の変更だとか設置する場合は、市民の、住民の利用に最も便利であるようなところを考慮しなければなりませんよという形に、その設置根拠になっております。ということは、市役所と出張所が近いということが、本当に住民に最も便利になるかと言われると、どちらかということ、こちらの地域の方たちは便利になったかもしれないけれども、南部地域の方たちには便利になっていないんじゃないかということもありますので、やっぱり公正、適正な位置に出張所をつくらなければならないんじゃないかということもあって、今回変更に至ったということでございます。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 そうしますと、駅南のほうでどのくらい需要があるかということは、その調査では把握できていないということですね。そういうことが1点と、逆に、二村台など、今の図書館の近くのところではかなり利用されているということになりますけれども、それをやめるということになると、これまた影響が出てくるわけですが、その辺のところはどういうふうに検討をされましたか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅田市役所出張所長。

○市役所出張所長（浅田利一君） そのアンケート調査につきましては、先ほどの後藤委員の南部のほうの地域の方たちのデータというか、そういうのはとっておりません。けれども、そのアンケートの中で要望というのがありまして、やっぱり南部のほうにつくってくださいとか、前後の駅につくってくださいという要望はいただいております。

例えば、二村台の方たちが近いからという形がありましたけれども、南部公民館だと、頭の中で地図を描いていただくとわかると思いますけれども、市街化の中のちょうど中心地に前後駅というのはなるんですね。ということは、皆さん方、一番住んでいらっしゃる方たちにとっては、一応真ん中の中心地になるので、皆様、適正な位置になるんじゃないかということでございます。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございせんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 物すごい悩ましい議案というか、自分の意見もちょっと入れないと質疑にならんような、これ中身なんだね。費用対効果を考えても、それから早川委員の55時間が17時間になると、これは利便性がどれくらい低くなるかな。それから、答弁を聞くと、その利便性、そう低くならんかなというふうにも思えるし、非常にわかりにくい。

僕は、重要なことは、行政が本当にこういうふうにやろうと思ったなら、人数割で大体こういう、公の住民票だとか戸籍だとか印鑑証明というのは何件だと聞いておるけど、人数割で、南部の人が4割だったら4対6で、そんな件数なんて大体決まっているんですよ。だから、いかに大切かということは、本当に向こうにつくるんだったら、絶対に向こうの人は行って便利ですよ、本当に便利だったらね。便利ですよ、そこへ行ってくださいということも、回覧板、何回でもいいので回して徹底する。そして、おたくたちが答弁しているように、そうすれば当然件数がふえますので、日にちをふやしてもらって、日にちを。

けれども、例えば刈谷とかああいうところを考えると、南北にだ一っと長いので、いろんなところにつくらないかんけど、基本的には豊明はそう大して、僕の私見も含めて言

うと、そんなに広くないんだもので、そうむちゃくちゃ場所はなくなつて、やっぱり受益者負担じゃないけど、それは幾ら利便性の問題があつたにしたつて、自分で努力せないかん部分はあるんだもので、それは市役所へ来てもらえば僕はいいと思うよ、ずっと来れるんだから。どうしても来れん人については、いろんな利便性を考えてもらおうと。

だけれども、これ、1回となると、判断に困るといのは、僕は意見をちょっと言わんと、これ質疑にならんなど。1回となると、何となく、えらい利便性が下がったというイメージが強いじゃないですか。だから、必ず向こうへつくるんだつたら、行政として、向こうをふやしてもらおう。わかるじゃん、どのぐらいの人、人数がどれだけおれば、どのぐらいの消費があるかということは。消費というか、申請と取得があるかわかるから、必ずそういうふうに行うしてもらつて、そうすれば当然ふえるから、日にちもふやしてもらおう。そういうふうに行うしていただければ、何となく賛成、だから自分の意見になつちゃうんですけど、何となく、だから、すごいわかりにくいんですよ。僕はそう思うんだわ。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 質疑をお願いします。

○杉浦光男委員 だって、必ず向こうへつくるんだつたらふやして、向こうへ申請する人を多くしていただいて、日数もふやすと。そうすれば、豊明市内、ハッピーエンドになるんじゃないですか。どうですか、それ。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

石川市民生活部長。

○市民生活部長（石川順一君） 住民票ですとか印鑑証明とか戸籍謄本につきましては、やはり近くに来たからといって、じゃ、ついでにどこかとうるかとか、そういうことはないもの、用事があつて初めてとりに行くものですので、すぐに、南部の方がそこへ集中するということはそんなにはないかなと思つています。開所当時は、基本的には今やつている土日の発行、それと夜間が今は少ないんですけども、前後駅前ですので、通勤の方の帰りの方がみえるかなということで、木曜日の夜に、今も図書館でやつているものを継続した上で、利用状況が上がつてくれば、今、杉浦委員が言われたように、ふやしていくということを考えていきたいなと思つています。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 先ほどお聞きしたことから少しつながつていくんですけども、現在は図書館の職員の方がこの任務にも当たつているというふうな仕組みということで、そうすると、例えば図書館のAさんとかBさんという方が新しい場所に移るわけではないから、

それとは別の市民課の職員の方がこうやって通って業務に当たるとのことだと思っ  
すけど、そうすると、これまでに比べると、新たな業務の中身が1つふえるというこ  
の負担だとか、あとは、こういう3種類の時間や曜日の勤務の仕方というのがちょっ  
と複雑ですよね、時間的に。

そういう条件の中で、例えば、基本的には決まった方が当たると思っ  
ますが、何か用事で休みをとりたいたとか、あとは病気だとか、そういうカバーに  
当たるという想定される部分で言えば、人間的な負担やその増強なんかについて  
も何かプランが必要になってくるのではないかなと思っ  
すけれども、その辺の見通しはいかがでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

近藤市民課長。

○市民課長（近藤恒明君） 今現在考えているのは、資料のほうでもお示ししたよ  
うな体制でやりたいと。それが必要最小限につながるというところでもあるん  
ですが、今、郷右近委員御指摘の部分につきましては、これは、人員体制は  
人事施策の結果によるというところが大きいので、私どもでは言及はいた  
しません、12月に南部公民館出張所へ移転するという事業計画は人事担  
当部署も承知しております。これについては、適切な時期に適切な人員配  
置をしてもらえるとこのように思っております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 人員配置について、ちょっと関連して聞かせてください。

もらった資料の中では、木曜日ですね、2時半から7時15分、もう一人が4  
時から駆けつけるという形になります。また、土日は1人が入るとこのよ  
うなことで、これは2人最低いて、1人が発行したら、1人が確認するとい  
う形をとっていると思っ  
すのですが、その確認をする方というのは、始まりが3時からだから、3  
時から4時までの間、平日の。土日は、9時から4時半までの間は、南  
部公民館の管理している臨職さんでしたっけ、2人いると思っ  
すのですが、その方にお手伝いしてもらおうということなんですか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

近藤市民課長。

○市民課長（近藤恒明君） 時間帯によって配置人数が違うのは、南部公  
民館、施設管理の非常勤一般職員の方に協力をお願いできるという確認が  
とれているから、このような人数になっております。この協力体制が整  
う時間は、最小限の1名というふうにしてあります。

この体制につきましては、戸籍法及び名古屋法務局戸籍事務取扱準則の規定によりまして、毎年、戸籍事務を扱う職員の報告を法務局のほうにしております。これにつきましては、職員ということでございますので、今、早川委員が例として挙げていただきました既存の南部公民館の非常勤一般職員さん、平たく言いますとパートといいますか、その方についてはこれに当たりませんので。ただし、証明書等の交付誤りを防ぐ観点から、これも事務体制の指導という中で、2人以上で交付証明書、処理については確認体制をとってほしいということで、冒頭申しましたように、事前に南部公民館の管理のための非常勤一般職員さんに協力を願うということ、協議を済ませております。

以上でございます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 関連してお願いします。そうすると、12月からオープンして、その協力を求める。特に土曜日の場合とかは、土日は忙しいと。夕方も忙しい場合に、南部公民館の運営のほうに影響を来すんじゃないかなという心配も出てくるんですが、その辺はどういうふうに考えればいいのでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

近藤市民課長。

○市民課長（近藤恒明君） そこについても、利用の見込みが多ければ、少なければというところに大きく由来するかなというふうに思いますが、今現在2名の方がおいでになりますので、交付の申請いただいた方のものであるかどうか、申請いただいた書類と合ったものを発行しているかということの目視をお願いいたしますので、その部分については、1件当たり、それこそ二、三分というような所要時間でございますので、たくさん申請、来客があってということのところは、今のところ、これまでの図書館の実績を見ますと、そこまで繁忙で手が回らないということは想定はしておりませんので、その点につきましても、先ほど来、開所した後の実績を踏まえてということで対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 関連してお願いします。今、現状は、図書館でやっている場合は、向こうに1人、図書業務を手伝いながら、発行業務もやっていますよね。あと、これが変わることによって、この時間帯に職員が向こうに、出張所に行くと。特に繁忙期になると、こちらの窓口で2人減ることによって、業務が逆に、夕方の時間帯に、特に2月、3月とか

繁忙期になるじゃないですか。そういうときの影響というのは大丈夫なんですか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

近藤市民課長。

○市民課長（近藤恒明君） こちら、市役所のほうの体制と出張所ということについて、今想定しておりますのは、先ほどの約7万件の年間の証明件数に対して10%というのが出張所のこれまでの実績でございますので、そこが20%に上がれば、こちらのほうがその件数が減るということで、全体の7万件が極端に大きくならなければ、こちらで発行していたものを南部公民館で、出張所で対応しているという理解でおります。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 もう一回、関連してなんですが、ローテを組んで、昼からは12月以降は減る、そうしますよね。昼から、2時半とか4時に減るじゃないですか。例えば、そこでお休みしている、どうしてもお休みするとか、人間ですので、そうすると、すごいきゅっと、その夕方の時間帯は人員が物すごく手薄になるというのか、今までよりも。そういうふうにもとれて、それでちゃんと市民課のほううまく回っていくのかどうかというのが心配なんです。その辺は絶対大丈夫な体制がとれるんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

近藤市民課長。

○市民課長（近藤恒明君） 絶対大丈夫になるように、今回、開所時間が50ないし55時間から17時間に減るところを、サービスの低下ではないかという御指摘をいただいておりますが、まさしくその裏返しで、今、対応可能な人数、職員の体制が、ここぐらいが、とりあえず開所するためにはということで考えておりますので、絶対という言葉に対して、絶対とはちょっと言いがたいですが、逆に、やれる範囲からスタートするというものが今回の提案内容ということで御理解をいただきたいと思っております。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 もう一つ、関連してなんですが、図書館のほうで、12月になると、今度は派遣、今、市民課の業務と図書館業務の方が当然そこにはいなくなるということで、今、図書館の業務を兼任しているじゃないですか、お手伝いして。そうすると、1人減るということは、図書館のほうの人員にも影響すると思うんですが、お手伝いしながら業務しているわけですので。図書館のほうの人員のほうの考えは、それは今より苦しくなるのか、今でも余裕があるのかというのが全然わかりませんので、12月に移行した場合の図書館の

人員のほうについては大丈夫なんですか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅田市役所出張所長。

○市役所出張所長（浅田利一君） ウェートというか、割合的に考えますと、出張所の仕事というのがほとんど2割程度なんですね。8割程度が今、その職員の、出張所職員に、あちらでも併任全部、図書館は7人いますけれども、そのうち2名が出張所の関係になりますけれども、その関係で、とりあえず、いずれにしても、その割合としては、大方ほとんど図書館の業務を手伝っていただいて、要するに、窓口に次から次へと並んでいる状態で、住民票の方が並んでいけば別かもしれませんけれども、そんなことはあり得ませんので、私のほうとしては、逆に言うと、どういう体制になるか、人事の関係になりますので、わかりませんが、我々としては今の体制をそのまま維持していただきたいなという、これは要望でございます。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 我々が心配するのは、サービスが低下しないかということと、もう一つはコストがふえないかということで、要は今、人員体制の話が出ているんですけども、図書館を廃止して向こうへ持っていくということであれば、特に業務がふえるわけではありませぬので、人はふえない。トータルで見た場合に、現行の範囲内でやっていくというふうに理解していいのかなのか。さっきから人事のやることなのでとかいって答弁をぼかしてみえるけれども、それは所管課で人事のほうに確認をした上で、きちんとして説明をしてもらわないと困るんですけど。それか、人事担当の部長もみえますので、こちらで答えていただいても結構ですけど、人が、現行の人数の中でやりくりしてやっていけるということなのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

石川市民生活部長。

○市民生活部長（石川順一君） 基本的には、今、図書館に出張所をあわせたときに1名ふやしておりますので、その部分のところを引き揚げていただいて、今度、新しい前後の南部公民館へ行く出張所のほうに充てるような形かなというふうには思っています。

ただ、木曜日の夜間だけは、どうしても2人体制がとれないものですから、ここについては市民課の職員が応援に行く。あるいは、1名だけですので、お休みのときですとか、いろいろなきがございませぬので、そこは市民課の職員がフォローに回るといふ形になると思はれども、このトータルの部分で、この出張所の部分だけで増員するといふよ

うなことは考えていません。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 それに関連してなんですが、先ほども資料請求のときに言ったんですが、コストの関係なんですよ。出張所を南部の公民館に移したことで、コスト自体は、その人員は変わらないか、減る。でも、逆に図書館がふえるとか、わからないですが、それを移すことによって、図書館の人員配置も含めて、コストは上がらない、そのままか、若干下がるのか、その辺は答弁していただけるでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

石川市民生活部長。

○市民生活部長（石川順一君） コスト的には、今申し上げたものですから、その人員配置を、今の図書館にあるときも、南部公民館に行ったときも、基本的には同じ形でいくと。ただ、今申し上げたけど、市民課の職員が応援に行く部分、そこの部分については確かに若干コスト増になるのか。今、図書館であれば、図書館の職員が応援するのに、すぐそこでやっていますので、すぐ応援できるんだけど、南部公民館だと、市民課の職員がそこへ行かなきゃいけないという、その部分のロスはあるのかなとは思っています。ただ、開所時間がこの時間になることによって、大きなコスト増にはならないというふうには考えています。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 関連も含めて、正職さんはいいんですが、臨職さんも含めてコスト増にはならないというふうでよろしいですか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

石川市民生活部長。

○市民生活部長（石川順一君） 特に南部公民館に行くことによって臨時職員さんをふやすと。南部公民館の非常勤一般職の方、2名の方には少しお手伝いいただくことになりますけれども、そこに増員という予定は今しておりませんので、それはないかなと思っています。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 発行しているものが、先ほども言いましたけど、大変重要な書類ということで、オンラインで結ぶ業務の中身なんかにも大事な点はあると思うんですけど、先ほどからお話が出ている中身で言うと、人間的に1人で発行する時間帯が一部分、業務に当たる部分が一部分あるということで、そこは非常勤一般職の方に協力いただくということですけど、当然それが、仕組み、法律として、1人で発行する業務が禁止はされていないけど、2人で当たるのが、より安全を考えると望ましいと、そういう指導内容なんじゃないかなとは思いますが、例えば他市町とか全国のいろんなこういう出張所の運営の例なんかで言うと、そういうふうに1人で業務に例えば一部の時間でも当たっていると、それに伴って、同じように他の職員の方の協力を求めるとか、あと、エラーが余り出ていないとか出ているとかという、何かそういう傾向とか特徴はつかんでいらっしゃいますか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

近藤市民課長。

○市民課長（近藤恒明君） 他市の状況ですとか、そういった例については把握をしておりますので、大変申しわけないです。

ただ、今の戸籍につきましては、先ほど申しましたように、法律があり、法務局の準則がある中で、その事務を担う者については毎年報告をしております。人事異動があれば、異動報告も求められております。その者が従事をするというのがまず基本でございます。あと、パート的な方、補助員、補助的な作業につきましては特に定めはございません。ただ、その執務体制として2人体制をとってほしいというのが体制の求めでございます。

今の郷右近委員のお尋ねの部分でいくと、例えば委託化というところが進んでいる窓口も日本中にはございます。この委託職員が交付するということが認められている部分につきましては、要は体制が確立されていれば、そのことそのものを作業として行う者については特に違法性はないということで理解をしております。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 先ほどの続きなんですけど、土日のほうですね、この運営体制の。土日は1人で、公民館の非常勤一般職2名の、要するに3名となるわけなんですけど、先ほど図書館の業務のほうの手伝いもかなり発行業務より多くやっているという、3人体制ではなくても、2人体制でもできる可能性もないわけじゃない可能性もあるわけなんですよね。そういうふうに動きを見て人員を減らすとか、そういうことも考えていくということなん

でしょうか。逆に、多ければ3人のままでいいんですけど、ちょっとその辺もわからないので、今行かれています方、図書館のほうと兼任でやっているわけですので、その辺の人員のことはどういうふうに捉えればいいのでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

石川市民生活部長。

○市民生活部長（石川順一君） 今回の出張所の業務は、住民票ですとか印鑑証明ですとか戸籍抄本、大変重要な業務でございますので、今の南部公民館の非常勤一般職の方だけにお任せすることは難しいと思っています。当然、市民課の経験のある職員を派遣して、ただ、1名ということは、やはり非常にセキュリティーの面がありますので、2名以上どうしても配置したいということで、南部公民館以外でも、前後駅前でいろいろ場所を考えたんですけども、今の段階では、南部公民館でお手伝いいただけるのであれば一番効率的に運営できるかなという思いで、こういった形をとらせていただいたということでございます。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 もう一つ聞かせてください。定員適正化計画の中にも、図書館の民間委託が31年に書いてあるわけですね。それもあるものだから、今回、民間委託を31年に考えているものだから、そのためもあって、今回便利なところということで出てきたのか、それは全然その定員管理計画は関係なしに出てきたものなのか、その辺答えていただけでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

石川市民生活部長。

○市民生活部長（石川順一君） 今回の移転に関しては、あくまでも利便性を高めたいという観点から移すものでございます。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 ちょっともう一つ確認させてください。図書館の出張所をやめることによるデメリットという話がなかったんですが、図書館で、先ほど後藤委員も言われたけど、二村台とかのっている方の利便性は悪くなるのはわかるんですが、そのほかに、その出張所をやめることによるデメリット、当然デメリットもあるわけですので、図書館の。そ

の辺はどのように捉えているんですか。やめたことによるデメリットもあるはずなんですが、その辺ちょっと答えていただけのしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅田市役所出張所長。

○市役所出張所長（浅田利一君） デメリットと言われると、要するに、先ほど部長が言いましたけれども、図書館の出張所に来る方は、住民票をとりに来る方が多いんですね、圧倒的に。図書館を利用してみえる方が住民票をとりに来るとするのは、本当に1割程度だと私は思うんですね。私もきょう窓口に出ていますけれども、やっぱり出張所の住民票をとった方は、本来なら私たちは本を見ていただければ一番ありがたいんですけども、それはせずに、そのまますぐ帰っていかれる方がほとんどでございますので、それがつながらないのがデメリットかな。本来で言うと、図書館にせっかく置いてあるんですから、図書館に来ていただいて、ついでに図書館の本を見ていただくというのが一番ベターだと私は思うんですけど、それもなくなるということがデメリットかなというふうに思っております。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 ちょっと1点だけ確認しておきたいんですが、南部公民館に出張所を置くというのは、どうしてもあそこは豊明中から人が集まる場所なので、そのメリットを生かすという発想なのかなと思いましたがけれども、それは木曜日の夕方だけ、昼間もあるかもしれませんが、木曜日1日だけで、土日は通学通勤者はほとんど前後駅には来ませんよね。豊明市全体の人が通勤や通学の途中であそこで取得するというものについての期待は余りしていないのかなと。住民票なんかは、そうしょっちゅうとるものではないので、今の図書館でも僕は相当定着しているかなと思ったけど、図書館でやっていることを知らなくて、もっとPRに努める必要があるというふうなことが事業仕分けの中で言われておるわけですよ。だから、南部公民館で木曜日やって、木曜日、仕事の帰りにとれますよとかいって一生懸命PRしても、それはほとんど徹底しないだろうというふうに思うんですが、立地のよさを利用するという発想が乏しいんじゃないかなと思うんですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

石川市民生活部長。

○市民生活部長（石川順一君） 今、後藤委員が言われたとおり、本当にすぐに南部に、前後駅前に行ったからといって御利用いただけるかという、そうではないのかなとは思

っています。いろいろ職員配置とかも考えて、このような形で開所をするんですけども、ただ、やはりやっていく中で、少しずつPRしていく中でふえてくるのかな。他市町で、例えばショッピングセンターとか駅前で行っているところの数字を見ますと、市全体の2割ぐらいまでは出してみえるようですので、そういった形が最終的には期待できるのかなというふうには思っています。そのときには、当然、あそこの場所でいいのかとか、この人数配置でいいのかとか、開館日数とかも考えていかなきゃいけないなどは思っています。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 11時を過ぎていますので、休憩をお願いしたいんですが。

○総務委員長（近藤千鶴議員） まだありますか。

○早川直彦委員 もう少しだけあります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ここで会議の途中ですが、10分間の休憩といたします。

午前 11時4分休憩

午前 11時14分再開

○総務委員長（近藤千鶴議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続けます。

質疑のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 南部に移動をすれば、その利用見込み、増加させたいという目標もありますよね。今、現状で、例えば図書館から南部に行かれる方とか、市役所から南部に行かれる方がいるわけですよね。あと、夜間の方も移動するわけですよね。どれぐらいの方が移動の見込みを想定しているのか。当然、移すことによって、おおむね全体的に7万件がある中で、7,000件が今図書館にあるわけですよね。どれぐらいを見込んでいるか。当然コストに係ってきますので、どういうふうに想定している。特に気になるのが、昼間の方がどのぐらい南部のほうに移動するのかというのが全然見えてこない。朝からやっているわけじゃないですね。その辺、どういうふうに想定しているんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

石川市民生活部長。

○市民生活部長（石川順一君） 当面は、今の図書館の出張所で平日御利用いただいている方は、基本的には市役所のほうを御利用いただく形になるのかなと思っています。南部公民館はやっていませんのでね、午前中は。あと、夜については、ふえると見込まれるの

は、名鉄を利用された通勤帰りの方はふえるのかなと思っております。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 当然、多分ある程度は把握されていると思うんですが、利用者の移動手段ですね。特に夜間の方というのは多分車が多いのかなと思うんですが、南部に移動される方の大半は車を利用される方なのかとか、バスの方なのか、徒歩の方なのかとか、そういう想定というのは何かされているんでしょうか。図書館の場合だと、駐車場が目の前にあって、歩いてすぐ受け付けできるんですが、南部に移れば、駐車場から若干、階段を上ったり、エレベーターを使ったり、そういう部分では利便性が若干悪くなるのかなというのがあるんですが、その辺の考え方はどうなんでしょうか、移動手段としての。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

近藤市民課長。

○市民課長（近藤恒明君） 南部公民館というのが駅最寄りのビルの中にあるということで、それについては、まず1つは、電車、交通の結節点というところのメリットは十分御理解いただいているかなと思います。豊明自体が車社会というところがありますので、もちろん車で来所、来館される方もあろうかと思えます。こちらにつきましては、駅の現在の地域性から考えると、市営駐車場もございまして、民間駐車場もございまして、それから、ショッピングセンターの併設というのもございまして、これについては特に何も変わりませんので、駅の今の駐車場事情、この中において、今、早川委員からも少し想定の中で、市営駐車場がビルのすぐ前にございまして、こちらは30分まで無料ですので、そちらのほうを御利用いただければなというふうには想定をしております。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 ちょっと細かいことだけど、大事なことなので確認をしておきたいと思いますが、このチラシをいただきましたよね。これで見ると、土日、下のほうですけれども、土曜日、日曜日の開所時間が午前9時から正午までと午後1時から4時30分までということになっておるんですが、ということは、昼休みが1時間あるということなんですが、今どき昼休みに来たら住民票を発行しませんよなんていうような、そんな窓口サービスというのはあり得ないと思うんですが、この辺はどういうことなんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

石川市民生活部長。

○市民生活部長（石川順一君） 確かに、お昼休みも開館したいとは思いますが、メインの職員が1人でございますので、職員のお昼休憩時間にはちょっと発行できないということで、こういう形をとらせていただいております。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 最後に質問させてください。コストの関係なんですが、利用者が、南部公民館を出張所にかえて、ふえれば、その人員、日数とか時間をふやすと言っていましたね。今、推移として、年間7万件ですよね。今、市民課の中の人員がいるわけなんですが、ふえたら時間を延ばそうというのと、その市民課の中の担当の職員をふやせばコスト増につながるんですが、そこはコストをふやさずにそういうことができるということなのか、ふえればコストをふやすという考え方なのか。人をふやせば当然コストはかかるわけなんですが、その辺はどういうふうに。今、このままだったらコストはいいけど、ふえればコストがふえるということなんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

近藤市民課長。

○市民課長（近藤恒明君） 今、現状は、今の体制でできるという部分で17時間で計画しております。今後、ふえていった場合に、もちろんそのふえる程度のお話ですので、とても今の職員1名プラス会館の職員協力体制ということで対応できないようなことであれば、その部分を今の市民課の併任でふやせるのか。これは時間拡大、曜日拡大もしかりです。それでなお補えない場合は、それはもちろん増員という議論が将来的にはあるかもしれませんが、早川委員がおっしゃるコストの面で申しますと、先ほど資料請求いただいた中の資料の説明で、平均賃金、平均人件費といたしまして、1時間ですと3,129円かかります。夜がこれ、平日夜ですと2名体制をとらざるを得ませんので、6,250円余り。これに対して、証明書1件の発行手数料は、戸籍で750円、その他住民票、印鑑証明等は200円という発行手数料になっておりますので、直接のランニングコストの比較でいきますと、費用対効果という観点でいきますと、単純にその証明件数がふえたからということで人をふやすという議論のところでも、そういったコスト面の検証からいくと、やっぱり時間、何十件というような発行件数になれば、その人をふやしてということも立ち入っていくのかなというふうに思いますが、今現在のところは、コスト面でいくと、このような具体的な数字を私も持っておりますので、現状でというふうに考えております。

終わります。

(進行の声あり)

○総務委員長(近藤千鶴議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

月岡委員。

○月岡修一委員 長時間たくさんの質疑がありました。私は率直に申し上げて、後藤委員の最後の質疑、土日の昼食時間のサービスができないおそれがあるということ、これが一番重要な質疑だったなと思っています。やっぱり御指摘いただいたとおり、このところをサービスができない状態が起こってはいけないと思うんですね。何らかの手段を講じて、1時間という時間が、やはり昼食時間に利用される方も必ず出てくると思いますので、そのところは十分に考えていただかなきゃいけないと思いますので、ぜひとも御検討いただくということで、賛成討論とさせていただきます。

○総務委員長(近藤千鶴議員) ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 結論から言うと、いろいろ難しいけど賛成。どうしてもこれは反対しないかんという理由は見当たらんということです。

一、二、観点を言いますと、費用対効果は非常に重要なことだけど、本当に利便性が高まるんだったら、費用対効果を超えて金を投入せないかんのじゃないですかね。それが市民の幸せにつながるわけですから。

この場合、僕が一番思っているのは、昼間は何とか、土日もやっているし、いざとなれば市役所へ来ればいいんですよ。あんたらがここから東郷まで行くわけじゃないし、日進まで行くわけじゃないじゃないですか。ここへ来ればいいんです。だけど、夜、やっていない時間帯。だから、やっていない時間帯がちょっと減ってしまうので、これは非常に利便性の問題、個々の人々の幸せの問題にやっぱり直接関係する。

だから、先ほども言いましたように、質疑で言いましたように、必ずこれ、本当にこれをやろうと思うんだったら、ここへみんなの幸せにつながるからやろうと思っておるわけでしょう、行政としては。そのように実践してもらわにゃいかんじゃないですか、絶対にふやしてもらわにゃ。絶対にふやしていただいて、ふやせば、その時間もふやすよということですので、1日でもいいから余分にふやしてもらおうと。6時前後、これはとても重要なんですよ。昼間は何とかなるけど、6時前後、5時から6時の辺で取得できるということが最大のメリットだと私は思います。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 では、賛成の立場で討論をいたします。

まず、この役所の出張所という位置づけについては、役所の機能を一部補完する役割の場所ということなので、これまでなかったところに設けられるということは大変大事だと思います。その上で、場所的に離れたところに平日置かれれば、それこそ役所の機能を補完するという役割を果たしていくのかなという考えから言うと、平日の開所の条件なんかは、今後ぜひ市民の皆さんの要望をしっかりとつかんで、充実させていただく必要があると思います。

また、お話もちょっと聞かせていただきましたけれども、オンラインで、しかもマイナンバーにかかわってくる部分もあると思うんですが、大変重要な情報を扱うということで、現状、法的に問題はないといっても、まだ手薄な部分を感じられる人員体制ですから、職員全体の体制も含めて充実させる必要があると思います。

あと、同時に、最後に、直接の案件ではないので、一言だけ、ちょっと懸念があるんですけども、現状の図書館で行われている状況から、業務が一部こうやって移るということで、今後予定されている業務委託化に向けての整理整頓のような位置づけにならないようにしていただくことも大事なんじゃないかなというふうに思うところもありますが、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 反対の立場で討論させていただきます。

また本会議場で反対の理由は長く述べさせていただきますが、最初にも言いましたが、今現在、週50時間、7、8月が55時間、それがわずか17時間に減ってしまう。確かに、駅を使われる方の利便性の向上というのは理解できるんですが、昼間使われる方のメリットというのが、実際のところ、今、変わったから、それが逆にデメリットになるんじゃないかなというふうに感じます。利用者がふえれば、今後考えていくというあれなんですけど、利用者がふえなければ、逆に言うとふやさない。逆に言うと、昼間の利便性はさらに悪くなるということですので、非常に悩みましたが、質疑の中でメリットが上回ることはありませんでしたので、反対とさせていただきます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 本当に迷うところですけども、思い切って反対の立場で討論をさせていただきます。

理由は、南部公民館へ持っていく理由は、南部の人たちの利便性ということですけども、今の出張所のこのアンケート調査の結果によると、今の出張所周辺の人が多かったということですので、南部公民館へ持っていっても、恐らくその周辺の人が利用するぐらいで、例えば南館とか、南部の遠くのほうからあそこを利用されるという件数は非常に少ないんじゃないかなと。しかも、今まで平日4日やっていたものが木曜日だけになってしまうと。しかも、時間も変則であるということで、これは物すごく市民には徹底しにくいというふうに思います。結局、利用が減っていくだろうという気がいたします。

それからもう一点、木曜日は別として、この駅前に持っていったというメリットが生かされていない。土曜日、日曜日では通勤通学者も少ないわけですので、せっかく南部公民館に持っていっても、通勤通学の途中で、あそこで住民票等の交付を受けるということが非常に利用しにくい、そういう状況だと思います。

そういう状況で、この計画の検討が非常に不十分であると、これでは賛成できないという理由で反対といたします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第69号については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 賛成多数であります。よって、議案第69号については、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第70号 豊明市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） それでは、議案第70号 豊明市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

この案を提出するのは、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

今回改正します附則第5条は、災害補償給付と公的年金給付を併給する場合の調整規定

となっております。公務災害による傷病補償年金と障害厚生年金を併給する場合の調整率が現在の0.86から0.88に変更となります。また、公務災害による休業補償と障害厚生年金を併給する場合の調整率も0.86から0.88に変更となります。

附則第1条として、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用することとし、また第2条で経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。お願いします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 勉強不足で、ちょっとそういうの、質疑にならんかもしれんけど、よくわからない。具体的に言うと、誰が対象になるんですか、対象。どういう場合に。だから、原因と対象者というかさ。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） まず、この条例の適用になるのが議員の皆さん、それから非常勤の特別職あるいは一般職の方になります。こういった場合という、今回のケースは、公務災害によって障害補償年金を受けることになった。それと同じ理由で障害厚生年金を、2つの年金を、同じ理由によって年金を受けることになったときには、丸々もらうのではなくて、障害補償年金のほうを0.86あるいは0.88に減らしますというようなものでございます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 質疑のある方は挙手願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 先日の説明で、現在のところは対象者はないということでしたけれども、これまでに、この併給ということはなかったかもしれませんが、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償というふうなことが起きたことがあるかどうか、その点についてお伺いします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） こちらの条例を規定して、補償を行ったケースは過去にございます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 傷病補償ということなんですけれども、やはり実際に現場で業務に当たるような職業の方がこういった該当しやすいとか、そういった傾向なんかはあるんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 件数が本当にまれなんですけど、どちらかというと、やっぱり現場の方のほうが多いと思います。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第70号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第74号 平成28年度豊明市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

相羽会計管理者。

○会計管理者（相羽喜次君） それでは、議案第74号、平成28年度豊明市一般会計補正予算書（第2号）のうち、出納室所管について御説明をいたします。

補正予算書8、9ページをお願いいたします。

上段、2款 総務費、1項 総務管理費、6目 会計管理費におきまして113万2,000円を増額するものでございます。

内容は、右のページ説明欄、1節 報酬、出納事務事業63万5,000円、これは非常勤一般職を雇用するものであり、正規職員5人のうち、現在育児のために短時間勤務する者が1

名、また現在希望している者が1名あることにより、雇用をするものでございます。

次に、13節 委託料、電算管理委託料の49万7,000円の増、これは今年度予算から稼働しております新財務会計システムにおきまして、更新前システムの持つ報酬、謝礼等にかかわる源泉徴収情報の配列や桁数がシステム間で相違するものを調整すること、また新たに個人番号情報、いわゆるマイナンバーでございますが、を付加するためのデータ配列として変換をして提供してもらうために、移行作業にかかわる業務経費をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 鈴村とよあけ創生推進室長。

○とよあけ創生推進室長（鈴村 正君） それでは、とよあけ創生推進室所管部分について説明をさせていただきます。

同じく補正予算書の8、9ページをお願いいたします。

中段の8目 企画費で303万8,000円の増額をお願いいたします。

内訳につきましては、右ページ、2 地域創生事務事業で、新たに筆耕翻訳料として15万2,000円を計上いたしました。これは、双峰小学校及び唐竹小学校の統合検討委員会においてアンケートなどを実施する際に、外国人用のアンケートなどの翻訳を実施するためです。

その下のふるさと応援寄附関係委託料は130万円を計上しております。返礼品の還元率を現在の20%から30%に増額した場合の差額分の130万円になります。ほかの自治体に見劣りしない環境を整えて、ふるさと応援寄附事業をさらに展開し、目標額である3,000万円を達成していきたいと考えています。

その下の電算関係委託料158万6,000円は、新たにふるさと応援寄附金事業専用のシステム導入費用等になります。内訳は、システム導入費用142万7,000円と保守業務費用15万9,000円になります。このうちシステム導入費用は、初回のみ発生する費用となります。ふるさと応援寄附金の申し込みからワンストップ特例制度の対応までをシステム化することで、確実に効率的な事務の確保を目的として導入を予定しております。

以上でとよあけ創生推進室所管の説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 近藤市民課長。

○市民課長（近藤恒明君） 議案第74号のうち、市民課所管分について御説明をいたします。

歳出のみの計上でございますので、予算書の8、9ページをごらんください。

2款3項1目 戸籍住民基本台帳費は、補正前の額1億1,481万1,000円を366万5,000円

増額し、予算額1億1,847万6,000円にする案でございます。このうち、備品購入費15万6,384円のマイナンバーカード交付事務のための資料保管用キャビネット4台分の予算を除いた350万6,780円が、市役所出張所の移転に関連するものでございます。

事業及び内容について御説明をいたしますので、右側の説明欄をごらんください。

2 住民記録電算処理事業の上段、電算関係委託料は、証明書発行に必要な住民基本台帳と戸籍のシステムを移設するための作業委託料で、74万円の増額です。下段、OA備品購入費32万4,000円は、出張所専用のノートパソコン2台分の費用でございます。

続きまして、3 戸籍住民基本台帳事務事業の上から3段目、出張所移設関連工事費73万4,000円の内容は、南部公民館図書室にあります固定図書を撤去するなどの工事13万5,000円と、システムの専用ケーブルを引き込む工事30万2,400円、ビル外観のバスターミナル側に市役所出張所と表示する看板設置などの工事費29万5,920円です。その下、図書及び器具購入費180万9,000円の増額は、オープンカウンターの受付を設けるパーティション一式161万6,976円と、冒頭で御説明いたしましたマイナンバー用キャビネットなどです。

以上で市民課所管分についての説明を終わらせていただきます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 石川防災防犯対策室長。

○防災防犯対策室長（石川賢治君） それでは、続きまして、防災防犯対策室所管分の補正予算について御説明いたします。

14ページ、15ページ上段をお願いいたします。

9款 消防費、1項 消防費、4目 災害対策費の災害対策事業は、地域の防災力強化事業となりますが、西杵掛区宿町内会の自主防災会が設置をされました防災倉庫への発動発電機やリヤカーなどの防災用資機材について、このたび自治総合センターの助成金が充当率10分の10で認められましたので、コミュニティー助成金190万円として計上するものでございます。

続いて、歳入に移ります。

補正予算書6ページ、7ページにお戻りください。

19款 諸収入、5項 雑入、4目 雑入の自治総合センター助成金190万円は、先ほど御説明いたしました宿町内会自主防災会の防災用資機材の整備への充当10分の10の助成金となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 補正予算、財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳入の説明をいたしますので、4ページ、5ページをお開きください。お願いいたします

す。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金の6,180万5,000円は、このたびの歳出補正予算の一般財源となるものであります。

以上で財政課所管部分の説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をされる方はページ数をお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 4ページ、5ページ、17款 繰入金の財調のことについて、財政調整基金のことについてお聞かせください。先日の本会議質疑の山盛さちえ議員のときに、補正財源としての財調のところで答弁がありませんでしたので、ちょっと財調の、今回も6,180万5,000円、額も大きいので、財調についての考え方について聞かせてください。

今回、一般財源にこれだけ繰り入れるわけなんですけど、基金はたしか30億を目標にして積み立てていきたいという答弁も今まであったんですけど、今回大きく崩すんですけど、今回はこれは基金を崩すんですけど、28年度、基金に対する考え方ですね。必要があれば基金を崩していくという考え方なのか。もう一つ、繰越金のことが全く言われなかったんですけど、繰越金を充てるということも考えられたと思うんですけど、その辺、どういうふうに財政運営を28年度やっていくというふうなんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 財政調整基金につきましては、まず見通しがどのようになるかということも御報告しなければいけないかなと思いますが、このたびの6,180万5,000円を取り崩しさせていただくということになりました場合に、28年度の残高がどうなるかといいますと、25億1,768万4,000円となります。ですので、当初予算でお認めいただいております繰入額が5億あります。4月補正で96万7,000円お認めいただいておりますので、先ほど申し上げた25億という現状の基金残高が訪れるということになります。

これがまずもって28年度の見込みでありますけど、その後の見込みということで考えますと、1つは30億円のレベルを維持したいというようなことを考えますと、今、当初予算と補正予算で取り崩しをさせていただくであろうこの数字をまずもって復元するということが、財政運営上の1つの一番近い目標ということになってまいりますので、30億円の状態に戻し、財政運営の立場からしますと、さらに積み増しをしていくということが、これま

での御説明させていただいている財政運営上の立場かなというふうに考えております。

あと、繰入金のお話もありましたが、繰入金が一方での一般財源ということになりますし、補正財源という形にもなります。27年度の実質収支で生じてきます前年度繰越金という形が1つ、28年度の補正運営の一般財源ということになりますが、決算が確定してから繰り入れのほうは基本的には補正財源化していきたいということを思っておりますので、実質収支が生じて繰入金を確保できますので、6月補正においても充てるということも可能ではあると思うんですが、一応9月補正以降の繰越財源として考えたいというふうに思っております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 まだ決算が済んでいないから、繰り入れの関係の数字はあわせないということなんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 一応、手続上、決算を閉めさせていただいて、県のほうに決算統計の報告もして、その中で精査も受けるものですから、さらに健全化判断比率を監査のほうに御報告させていただいて、審査を受けて、その上で決算を決算議会に認定を受けるために御報告させていただくので、きょう現在ということではちょっとお示しできないということでございます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 8ページ、9ページをお願いします。ふるさと納税の件ですが、入ってくる、ふるさとだということで入ってくるのがありますよね。それから、豊明市民から出ていくほうも多いですよ、きっと。ベッドタウンですので、みんなふるさととはよそにあるということで、出ていくのも相当多いんじゃないかなと思うんですが、その割合というか、その金額みたいなのはつかまえてみえる。どうですか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木とよあけ創生推進室長。

○とよあけ創生推進室長（鈴木 正君） 平成28年度の市民税の税額控除、ふるさと納税分としまして、現在私どもで把握している情報としては、3,500万円ほど伺っております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 今回のふるさと納税の関係ですが、電算関係委託料が158万6,000円計上されております。これで返礼品の配送等の事務が合理的にやれるようになるということですが、この事務は今まで職員がやっていたのか。それから、これが合理化されることによって、それなりに浮いてくるわけですけれども、その辺のところはどんなふうになっているのでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木とよあけ創生推進室長。

○とよあけ創生推進室長（鈴木 正君） 現在はエクセル形式で非常勤一般職員が処理しております。今後、システム化することによりまして、非常勤職員分の人件費が削減できるだろうという見込みがあります。現在、週5日間、5時間で勤務していただいております。それが将来的には週3日の5時間、トータル的に年間で40万円程度削減できるものと考えております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 8ページ、9ページの2款 総務費、3項 戸籍住民基本台帳費のところの住民基本台帳事務事業費のところ、図書スペースにケーブルを引き込む工事というふうなことで記帳してありますが、この工事が行われる期間によっては、特に夏場の暑い時期で、高校生が中心かな、あそこで勉強している人たちへの影響なんかもあるのではないかなと思うんですけど、この新たなサービスの告知以外にも、そういった工事中の不便さに対する事前の告知に関しては何か計画があるのでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

近藤市民課長。

○市民課長（近藤恒明君） 工事の段取りの関係でございますが、今回、12月に開所予定をしております1つの事情といたしまして、南部公民館のほうから、空調工事、空調の入れかえ工事がそれなりに大規模になって、休館、そういったことも視野にあるということをお聞きしておりますので、今、郷右近委員御指摘の部分につきましては、この出張所移設の工事関連で利用者の方に御迷惑、影響が出ないようにということで、既存の空調入れかえの工事と調整をしながら進めていきたいというふうには考えております。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 8ページ、9ページの2款 総務費の南部公民館の移設のところでも聞かせてください。電算関係の委託料の中に、今、図書館にあるパソコンと、そのバックアップの移設が含まれていると思うんですが、図書館の撤去費用というのが全く含まれていないんですが、これ、図書館にあるものを処分するとか、そういうものは全くないということではよろしいのでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

浅田市役所出張所長。

○市役所出張所長（浅田利一君） 基本的にはありません。ただ、正面玄関に、豊明市役所出張所という御案内の看板が敷設されておりますので、その撤去はする必要があると思えますけれども、ただ、皆様方に周知をしたいものですから、しばらくは撤去する予定はありません。そこに、例えば12月1日から南部へ移りますよという告知を逆に使っていきたいと思っております。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 あの入り口の看板もかなり頑丈にくっつけてあると思いますが、もしそれを剥がして、何かみっともなくなれば、また補正で出てくるのかどうかと、あともう一つ、カウンターの横にもしっかり張ってあると思うんですけど、料金が。ああいうものも、もし撤去して、裏面のタイルがみっともないとかあれば、何か予算が出てくるというふうに考えておけばいいのでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

近藤市民課長。

○市民課長（近藤恒明君） 今回、移設工事ということで、図書館もしかり、それから今の南部公民館の中も、既設の本棚を少し撤去したりですとか、そこにも同じ、早川委員おっしゃるような看板が壁づけしてありますので、そういったもろもろの工事ということで予定はいたしております。工事費ということで、今回補正予算の中で想定をさせていただいております。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○総務委員長(近藤千鶴議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。  
討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(近藤千鶴議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。  
議案第74号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第74号のうち本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。  
お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(近藤千鶴議員) ありがとうございます。  
委員会報告書につきましては例に従い提出させていただきます。  
御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午前11時53分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

総務委員会

委員長